

青森県報

第五百八十七号

令和五年
三月十七日
(金曜日)

目次

規則

告示

公告

○青森県財務規則の一部を改正する規則……………	(財務指導課) ……	一
○自衛官候補生(男子)の募集期間、採用試験の期日等及び応募資格……………	(市町村課) ……	二
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出……………	(<small>が</small> 生活習慣病対策課) ……	二
○コイの持ち出し禁止に係る水域指定……………	(水産振興課) ……	三
○道路の区域の変更……………	(道路課) ……	三
○大規模小売店舗の変更の届出……………	(商工政策課) ……	三
○森林病虫害等防除法第五条第一項の規定による命令に係る事項……………	(林政課) ……	四
○森林病虫害等防除法第五条第三項の規定による補完伐倒駆除の命令に係る事項……………	(同) ……	五
○建設業者の許可の取消し……………	(<small>上</small> 北地域局) ……	五
○右……………	(<small>下</small> 北地域局) ……	六
○右……………	(同) ……	六
○右……………	(同) ……	六

○右……………(同) ……七

選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正……………(事務局) ……七

正誤

○令和五年三月三日定例教育委員会中……………(学校教育課) ……七

規則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十五条」を「第六十四条」に、「第六十六条」を「第六十五条」に改める。

第六十四条を削り、第六十五条を第六十四条とする。

第四章第五節中第六十六条の前に次の一条を加える。

(収納の委託)

第六十五条 政令第百五十八条の二第一項の規則で定める歳入は、次に掲げるとおりとする。

一 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第三十二条第三項(青森県営住宅条例(昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号)第二十八条第一項の規定により適用される場合及び同条例第二十八条の二の規定により読み替えて準用する場合を含む。)並びに同条例第十九条第一項並びに第二項及び第三項(同条例

第二十八条第一項の規定により適用される場合を含む。）に規定する金銭

二 青森県特定公共賃貸住宅条例（平成九年三月青森県条例第六号）第二十条第三項及び第四項に規定する金銭

2 政令第五十八條の二第二項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 地方公共団体の歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けたことがあること。
- 二 地方税等（政令第五十八條の二第一項に規定する地方税等をいう。次号から第五号までにおいて同じ。）の収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、その経営の状況が健全であると認められること。
- 三 収納した地方税等に関する情報を正確に記録し、及び遅滞なく知事に報告するための体制が整備されていること。
- 四 収納した地方税等を遅滞なく指定金融機関に払い込むための体制が整備されていること。
- 五 収納した地方税等を適切に管理するための体制が整備されていること。

第四十四号様式及び第四十五号様式中「第65条」を「第64条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(青森県税条例施行規則の一部改正)
- 2 青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。
第四条の三を削る。

告 示

青森県告示第百七十五号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生（男子）の募集期間、採用試験の期日等及び応募資格を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項（第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 募集期間及び採用試験の期日等

募 集 期 間	令和五年四月一日から同年五月九日まで	
試 験 期 日	開始時刻	試 験 場
筆記試験 (WEB)	令和五年五月二十五日(木)から同月二十七日(土)まで	任意の場所
	受付後に通知	
口述試験 及び身体 検査	令和五年六月三日(土)	八戸市大字市川町 字桔梗野官地
令和五年六月四日(日)	青森市浪館字近野 四五	陸上自衛隊八戸駐屯地
		陸上自衛隊青森駐屯地
		自宅及び各地域事務所

二 応募資格

採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳にあつては、採用予定月の末日現在において、三十三歳に達していない者）

青森県告示第百七十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
		青森県知事 三 村 申 吾	

変更前	工藤医院	弘前市大字石川字石川九七	令和 四・五・一
変更後	くどう内科消化器・肝臓ク リニック		
変更前	あおぞらクリニック	三沢市中央町四丁目一の二	五・一・一
変更後	あおぞらクリニック		

青森県告示第百七十七号

令和五年青森県内水面漁場管理委員会指示第一号（コイの持ち出し禁止及び放流の制限等）に基づき、コイの持ち出しを禁止する水域を次のとおり指定する。

1	国 道	一〇一号	五所川原市大字小曲字枝村九三の一から つがる市木造越水屏風山一の七三まで		変更の 区 間	変更の 前	変更の 後	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			八・三〇メートルから 八三・九〇メートルまで	一三、〇七六・〇〇メートル		一五・四〇メートルから 三二・九一メートルまで	一〇、〇三一・〇〇メートル			
			一五・四〇メートルから 三二・九一メートルまで	一三、〇七六・〇〇メートル		八・三〇メートルから 八三・九〇メートルまで	一〇、〇三一・〇〇メートル			
			三二・九一メートルから 三二・九一メートルまで	一一、七二四・〇〇メートル						

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

馬淵川水系の全域及び岩木川水系の全域

青森県告示第百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年四月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール下田

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
-----	-----	-------

下田タウン株式会社
上北郡おいらせ町中野平四〇の一
代表取締役 木村賢一

下田タウン株式会社
上北郡おいらせ町中野平四〇の一
代表取締役 高田雅史

令和
五・一・三六

三 届出年月日

令和五年二月二十二日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2 期間

令和五年三月十七日から同年七月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年七月十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

森林病虫害等防除法第五条第一項の規定による命令に係る事項

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をしますので、同法第五条第四項において準用す

る同法第三条第五項の規定により、当該命令に係る事項を公表する。

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 区域及び期間

(一) 区域

西津軽郡深浦町の区域内にある松林の区域のうち、次の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を青森県農林水産部林政課、西北地域県民局地域農林水産部及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(二) 期間

令和五年四月二十日から令和六年三月二十日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及び剥皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却をしなければならない。

四 命令をしようとする理由

一の(一)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止するために必要があるため。

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して、青森県知事にその旨を届け出なければならない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償の申請書を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して青森県知事に提出するものとし、その提出があったときは、青森県知事は、当該申請書を提出した者が

当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 青森県知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の(二)に掲げる期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(五) 青森県知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

森林病害虫等防除法第五条第三項の規定による補完伐倒駆除の命令に係る事項

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第三項の規定により、補完伐倒駆除を命ずるので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、当該命令に係る事項を公表する。

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 区域及び期間

(一) 区域

西津軽郡深浦町の区域内にある松林の区域のうち、次の図の知事命令対象予定区域の範囲内の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域とする。

（「次の図」は省略し、その図面を青森県農林水産部林政課、西北地域県民局地域農林水産部及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(二) 期間

令和五年四月二十日から令和六年三月二十日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着しているおそれがある樹木（枯死しているものに限る。）の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除をしなければならぬ。

四 命令をしようとする理由

一の(一)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、その被害の状

況からみて、森林病害虫等防除法第五条第一項の規定による同法第三条第一項第一号に掲げる命令のみによっては松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認められるため。

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して、青森県知事にその旨を届けなければならない。

ただし、(三)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して青森県知事に提出するものとし、その提出があったときは、青森県知事は、当該申請書を提出した者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 青森県知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の(二)に掲げる期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(五) 青森県知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社酒井興業

二 代表者の氏名 酒井由喜

- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字野崎狐久保二六六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第一三三〇八号
- 五 取消年月日 令和五年二月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和四年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社太田建機
- 二 代表者の氏名 太田敬章
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大畑町上野三三三の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第六〇〇一五九号
- 五 取消年月日 令和五年二月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和五年一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東栄海事工業株式会社
- 二 代表者の氏名 杉山幹彦
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市若松町二の四五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―一）第六〇〇〇四七号
- 五 取消年月日 令和五年二月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和五年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東栄海事工業株式会社
- 二 代表者の氏名 杉山幹彦
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市若松町二の四五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第六〇〇〇四七号
- 五 取消年月日 令和五年二月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 新田工建
- 二 氏名 新田準司
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字大間字蛇浦道九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一ニ）第一七四五二号
- 五 取消年月日 令和五年二月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和四年十二月二十六日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年三月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

表中

外ヶ浜町平館体育館	外ヶ浜町平館体育館
種里地区農村集会所	西津軽郡鱒ヶ沢町大字種里町字前田七六
鳴沢農業実習センター	曲四四の一七 鱒ヶ沢町大字建石町字大
外ヶ浜町平館体育館	外ヶ浜町平館根岸湯の

を

に改める。

正 誤

教育庁学校教育課

発行年月日 令和五.三.三 第五八一号	区分 教育委員会訓 令甲	番号 第二号	ページ 四	段 下	行 後ろから六	誤 青森県教育委員会訓令甲第二号	正 青森県教育委員会訓令甲第一号
---------------------------	--------------------	-----------	----------	--------	------------	---------------------	---------------------

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一 番七七号 東奥印刷株式会社	
定価	毎週月・水・金曜日発行 小口一枚二付十五円